

大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、多様化する宿泊ニーズや人手不足への対応など、宿泊事業者を取り巻く経営環境の変化に対応し、持続可能な経営基盤構築の取組を支援するため、宿泊事業者（以下「事業実施主体」という。）が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業実施主体」、「中小企業者」、「国補助事業」、「国補助金」とは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「事業実施主体」とは、国が公募を行う令和6年度補正観光地・観光産業における人材不足対策事業及び令和6年度補正観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業について、国の交付決定を受けた、大分県内に立地する施設を事業の対象とする中小企業者をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、別表1に掲げる事業者をいう。
- (3) 「国補助事業」とは、令和6年度補正観光地・観光産業における人材不足対策事業及び令和6年度補正観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業をいう。
- (4) 「国補助金」とは、令和6年度補正観光地・観光産業における人材不足対策事業及び令和6年度補正観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は事業実施主体が事業を実施するのに要する経費のうち国補助金交付の対象であり、その対象経費及び補助率等は別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知）の写し
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 賃金引き上げに係る誓約書（第3号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

※（3）については賃上げ枠での申請の場合のみ

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することができるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、補助事業変更承認申請書(第6号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでないこと。
- (7) 取得財産等は、財産管理台帳及びその他関連書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 取得財産等のうち、一件あたりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (9) 知事の承認を受けて取得財産等を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (10) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これに補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第8号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、規則及びこの要綱に従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(補助金の交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までとする。

(重複受給の禁止)

第8条 補助事業者は、同一事業について国補助事業以外の複数の補助金を受給することはできない。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第11号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 国補助金に係る書類(実績報告書類、額の確定通知)の写し
- (2) 賃金増加率計算表(第4号様式)
- (3) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧(第5号様式)
- (4) 賃金増加率計算表(第4号様式)に記載した月の賃金台帳の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

※(2)～(4)については賃上げ枠での申請の場合のみ

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

(補助金の返還等)

第14条 事業実施主体は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還または補助金相当額の納付を行ったときは、補助金返還等届出書(第13号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う国補助金の返還
- (4) 取得財産等の処分に伴う収入の納付

2 知事は、前項の報告があった場合には、この補助金の全部または一部の返還を命ずる

ものとする。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年度の予算に係る大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和7年度の予算に係る大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金から適用する。

別表1（第2条関係）

対象	定義	業種
中小企業者	1. 資本金の額又は出資の総額5千万円以下の会社 2. 常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人	旅館業法第二条で定める「旅館業」を営む者で同法第三条の許可を受けた者。

別表2（第3条関係）

補助対象経費、補助対象外経費、国補助金の補助率、補助率及び補助上限額

種類	人手不足対策事業	ユニバーサルツーリズム促進事業
補助対象経費	国「観光地・観光産業における人材不足対策事業」に準ずるものとする。	国「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」に準じたものとする。
補助対象外経費	国「観光地・観光産業における人材不足対策事業」に準ずるものとする。	国「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」に準じたものとする。
国補助金の補助率	1/2以内	1/2以内
補助率	通常枠 1/6以内 賃上げ枠 1/4以内	賃上げ枠 1/4以内
補助上限額	通常枠 150万円 賃上げ枠 250万円	賃上げ枠 500万円

※賃上げ枠の要件について

1ヶ月の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給額が、令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間内で、1. 5%以上増加していること。

第1号様式（第4条関係）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地
(団体名)
事業者名
代表者職・氏名
担当者職・氏名
連絡先

年度において、下記のとおり大分県宿泊業経営力強化加速化事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 国補助金の実施状況（交付申請の内容）

①国補助金名	<input type="checkbox"/> 観光地・観光産業における人材不足対策事業費補助金 <input type="checkbox"/> 観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業費補助金		
②補助対象経費	円	③決定額	円

- 4 県補助金交付申請額（単位は円とし、千円未満切り捨て、算用数字を用いること。）
円（通常枠 ・ 賃上げ枠）

5 添付書類

- (1) 国補助金に係る書類（交付申請書類、交付決定通知）の写し
 - (2) 誓約書（第2号様式）
 - (3) 賃金引き上げに係る誓約書（第3号様式）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- ※（3）については賃上げ枠での申請の場合のみ

第2号様式（第4条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 ツール導入及び施設改修のモデル事例として県もしくは県の委託する事業者のヒアリングや事例集作成に協力します。

令和 年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第3号様式（第4条関係）

賃金引き上げ枠の申請に係る誓約書

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金（以下、「本補助金」という。）の賃金引き上げ枠の申請に伴い、次の1～3までのいずれにも誓約します。

1. 令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に、全従業員に支払った賃金（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）を、総支給額増加率で事業実施前月比1.5%以上に引き上げること。
2. 提出する報告書及び関係資料等に虚偽の記載がないこと。
3. 上記の要件が満たされなかったことにより、大分県からの本補助金の交付を行わない、もしくは返還を求める通知があった場合、その通知に従うこと。

年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業主の氏名

第6号様式（第5条関係）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
(団体名)
事業者名
代表者職・氏名
担当者職・氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

(備考)

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第7号様式（第5条関係）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地
（団 体 名）
事 業 者 名
代表者職・氏名
担当者職・氏名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

第8号様式（第5条関係）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金に係る消費税等
仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
団体名
（事業者名）
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱第5条第1項第11号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |
| 5 | その他 | | |
| | （1）別紙を添付すること。 | | |
| | （2）その他参考となる書類 | | |
| | 消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。 | | |

第9号様式（第6条関係）

（公印省略）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|-------------|-------------|---|----|
| 1 補助対象経費 | 金 | 円 | |
| | 〔うち、国補助額 | | 円〕 |
| | 事業者負担額 | | 円〕 |
| 2 補助金の交付決定額 | 金 | 円 | |
| 3 補助条件 | 要綱第5条の規定を転記 | | |

（備考）

要綱第5条第1項第1号の規定による大分県宿泊業経営力強化加速化事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第10号様式（第10条関係）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

所在地
(団体名)
事業者名
代表者職・氏名
担当者職・氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金 円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

補助金交付 決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残 額 (d)=(a)-(c+b)	事業完了(予定) 年月日	備考
円	円	円	円	年 月 日	

<振込先口座情報>

金融機関名
支店名
種別
番号
名義(か)

第11号様式（第11条関係）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業実績報告書

第 年 月 日 号

大分県知事 殿

所在地
(団体名)
事業者名
代表者職・氏名
担当者職・氏名
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業について、下記のとおり実施したので、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 国補助金の実施状況（実績報告の内容）

①国補助金名	<input type="checkbox"/> 観光地・観光産業における人材不足対策事業費補助金 <input type="checkbox"/> 観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業費補助金		
②補助対象経費	円	③確定額	円

4 県補助金実績報告額（単位は円とし、千円未満切り捨て、算用数字を用いること。）
円（通常枠 ・ 賃上げ枠）

5 添付書類

- (1) 国補助金に係る書類（実績報告書類、額の確定通知）の写し
- (2) 賃金増加率計算表（第4号様式）
- (3) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第5号様式）
- (4) 賃金増加率計算表（第4号様式）に記載した月の賃金台帳の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

※（2）～（4）については賃上げ枠での申請の場合のみ

第12号様式（第12条関係）
（公印省略）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度大分県宿泊業経営
力強化加速化事業実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号によ
る交付決定通知に係る補助金の額 円については、金 円に確定し
たので、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知
します。

第13号様式（第14条関係）

年度大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金返還等届出書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
(団体名)
事業者名
代表者職・氏名
担当者職・氏名
連絡先

令和6年度補正観光地・観光産業における人材不足対策事業費補助金（令和6年度補正ユニバーサルツーリズム促進事業費補助金）（国補助金）の返還または収入等の納付を行いましたので、大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 国補助金の返還または収入等の納付事由

- 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- 交付決定の取り消し等に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う国補助金の返還
- 取得財産等の処分に伴う収入の納付

2 国補助金の返還額または収入等の納付額

_____円

3 国事務局への送金日

年 月 日